

## 【制度の概要】

住宅リフォーム総合支援事業		
区 分	一般分	人口減少対策分
対象工事	5要件（部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事	5要件（部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事 ※三世帯世帯は居室の床面積の合計が10㎡以上増加する工事などの三世帯同居リフォーム工事を施工する必要があります。
工事請負金額の下限	工事請負金額が50万円以上	
施工業者	県内業者（県内に本店・本社がある法人または事業者）であること	
申請者（施主）の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白鷹町内に住所を有する者</li> <li>・町税等の滞納がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白鷹町内に住所を有する世帯（移住世帯については平成26年4月1日以降に県外から町内に転入し、居住する世帯）</li> <li>・町税等の滞納がないこと</li> </ul>
その他補助金との併用について	介護保険、他の補助金、県制度融資、エコポイントとの併用は不可	
支援内容（補助額）	工事費の10%分（上限20万円） ※県産木材を3㎡以上使用するリフォーム工事や空き家のリフォーム工事の場合は上限30万円	工事費の20%分（上限30万円） ※県産木材を3㎡以上使用するリフォーム工事や、空き家のリフォーム工事の場合は上限40万円

■問い合わせ 建設水道課  
 理係 ☎ 85 | 6 1 4 0

鮎貝四季の郷地内への定住を図り、地域の活性化を促進するため「すまいる！四季の郷定住促進プロジェクト事業」を昨年度に引き続き実施します。  
 自らの住宅建築のため、町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入した方に、補助金を交付します。

「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト事業

町では、定住の意思を持つ若者世代の経済的な負担を軽減し、住宅取得の促進を図ることで、定住人口の拡大を図り、活力ある町を築くことを目的に「すまいる住まい！若者定住サポート事業」を実施します。  
 ※申請手続き等、詳細は担当までお問い合わせください。

すまいる住まい！若者定住サポート事業

	すまいる住まい！若者定住サポート事業	「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト
対 象	住宅（新築）	土地（四季の郷住宅用地）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助	町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入する方への補助
補助金額	◇若者世帯 50万円 （世帯員全員50歳未満の夫婦及び夫婦と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯 70万円 （世帯主が50歳未満で世帯員全員が町内に転入する世帯） ・町内業者の場合20万円を加算します ※ 町税等の滞納がないことが要件となります ※ 中古住宅の場合は対象外となります ※ 省エネ住宅ポイント制度との併用はできません	◇県外に住所を有する方 100万円 ◇白鷹町以外の県内の市町村に住所を有する方 70万円 ◇町内に住所を有する方 50万円
併用の可否	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">←</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 0 20px;">併用可能</div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">→</div> </div> <p>                         県外からの移住世帯で町内業者施工により家を新築した場合 土地・建物で最大190万円                          ※商工会が実施する建築需要促進事業との併用はできません                     </p>	